



27東経企発第7号

東村山市みんなで進めるまちづくり基本条例
見守り・検証会議

会長 西村 弥 様

東村山市みんなで進めるまちづくり基本条例見守り・検証会議条例第2条の
規定に基づき、下記の事項について諮問いたします。

平成27年7月1日

東村山市長 渡 部 尚

記

1 諮問事項

平成26年度に東村山市が実施した事業が「東村山市みんなで進めるまちづくり基本条例」第3条に定める基本原則に則って行われたかについて

2 諮問の趣旨

平成26年4月より施行された「東村山市みんなで進めるまちづくり基本条例」第3条では、自治を進める基本原則として、情報共有、市民参加、協働を定めており、市はこの原則に沿ってまちづくりを進めることとしています。

このことについて、貴会議に対し、平成26年度における市の事業が、この基本原則に則して適切かつ効果的な取り組み（手法）によって行われたかについて意見を求めたく、ここに諮問いたします。

以上